

報告第十一号

専決処分した事件の報告について

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六十三条の規定による返還金について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり訴えの提起の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十八年九月二十六日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 事案の概要

本件は、江戸川区が、生活保護法第六十二条に基づき返還金の滞納者に対して、返還金の支払を求めたものである。

二 訴えの内容

(一) 当事者 原告 江戸川区

被告 江戸川区民

(二) 訴訟物の価額 四百五十一万五千五百六十九円

三 専決処分日 平成二十八年八月九日